

早期発見  
のために

## 虐待を見逃ごさない！

地域の高齢者に無関心でいませんか？  
虐待を受けている高齢者や、介護疲れの家族は、何らかのサインを発しています。

**チェックが ついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。**

- 暴力を受けている、どなられる、年金をとられるなどの訴えがある
- あざや傷があるのに、理由をきいてもはっきりしない
- 家族が介護でとても疲れていた、高齢者の悪口を言ったりしている
- 介護や病気の相談をする人がいないようだ
- 一人暮らしや高齢者夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった
- 高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
- 風間でも雨戸がしまっている
- 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
- 郵便受けが新聞や郵便物で一杯になっている
- 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
- 暑い日や寒い日、雨なのに高齢者が長時間外にいる
- 高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある
- 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
- 高齢者の服が汚れていた、お風呂に入っている様子がない
- 最近、セールスや営業の車が来るようになった
- 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

岡山県老人総合福祉センター

## 「虐待かも…」と思ったら、地域包括支援センターへ連絡を！

- ・高齢者の中には、辛くても、不満があっても、自分で相談できない人がいます。
- ・大きな問題が発生する前に支援するためには、地域のみなさんの気づきが大切です。
- ・虐待はさせないことが積み重なって、問題が深刻化する傾向があります。
- ・「虐待の可能性はある」と思ったら早めに対応しましょう。
- ・「虐待である」という証拠は必要ありません。
- ・連絡者の名前がわからないように対応します。



### 相談窓口

岡山市北区中央地域包括支援センター	(岡山市保健福祉会館内)	TEL (086) 224-8755
岡山市北区北地域包括支援センター	(北ふれあいセンター内)	TEL (086) 251-6523
岡山市中区地域包括支援センター	(岡山ふれあいセンター内)	TEL (086) 274-5172
岡山市東区地域包括支援センター	(西大寺ふれあいセンター内)	TEL (086) 944-1866
岡山市南区西地域包括支援センター	(西ふれあいセンター内)	TEL (086) 281-9681
岡山市南区南地域包括支援センター	(南ふれあいセンター内)	TEL (086) 261-7301
岡山市高齢者福祉課	(岡山市保健福祉会館内)	TEL (086) 803-1230

# 高齢者をみんなで守ろう！

～住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる街づくり～



高齢者が尊厳を保ち生き延びるよう、平成18年4月から「高齢者虐待防止法・養護者支援法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行されています。

この法律では、高齢者虐待防止のため早期発見の重要性が指摘されており、虐待に関しての通報は義務であるとともに、通報者個人の秘密は守られます。

発行：岡山市／岡山市地域包括支援センター

# 高齢者虐待の 発生防止と早期発見のために 地域で支えあおう 虐待が起きない地域づくり

誰もがいずれ高齢者になります。お互いの気持ちになって助け合うことが、安心して暮らせる地域づくりのための必要です。  
地域の力が、高齢者本人や高齢者を支える家族の孤立を防ぎます。

見守り 気づき 助け合い  
あいさつ 声かけ

## 一人ひとりができること



家庭内でコミュニケーションはとられていますか？  
介護が負担になっていませんか？  
ケアマネジャーなどの相談や、介護サービスなどの利用で介護の悩みや負担を軽くしましょう。



高齢者とその家族が孤立しないように地域で温かく見守り、地域全体で支えましょう。  
周りの方々あたたかい見守り、気遣い、ねぎらいが高齢者虐待を防ぎます。

虐待をしている本人も、自分では虐待と気づかないでいることがあります。

# 高齢者が尊厳を持って暮らせるように 高齢者虐待について考えましょう

「高齢者虐待防止法」では、高齢者(65歳以上の人)に対する、家族などの養護者、または養介護施設従事者などによる次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。

### 身体的虐待

- ◆ 殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる
- ◆ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をするなど



### 心理的虐待

- ◆ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ◆ 話しかけていないのに意図的に無視する
- ◆ 侮辱を込めて、こどものように扱う など



### 介護・世話の放棄・放任

(ネグレクト)

- ◆ 入浴させないため臭いがする
- ◆ 栄養失調になるまで食事を与えない
- ◆ 必要な医療や介護サービスの利用を制限するなど



### 経済的虐待

- ◆ 生活費を渡さない
- ◆ 自宅等を本人に無断で売る
- ◆ 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど



### 性的虐待

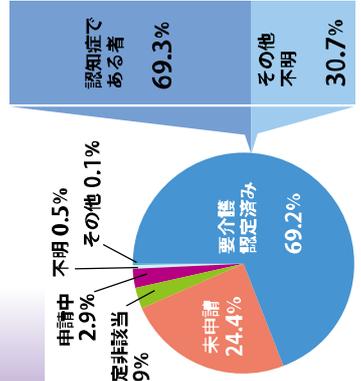
- ◆ 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- ◆ わいせつな行為をしたり、強要するなど



## 認知症と高齢者虐待

虐待を受けている高齢者のうち、約7割が要介護認定を受けています。そのうち認知症である者(要介護認定者における認知症日常生活自立度「II以上」の者)が、69.3%を占めています。

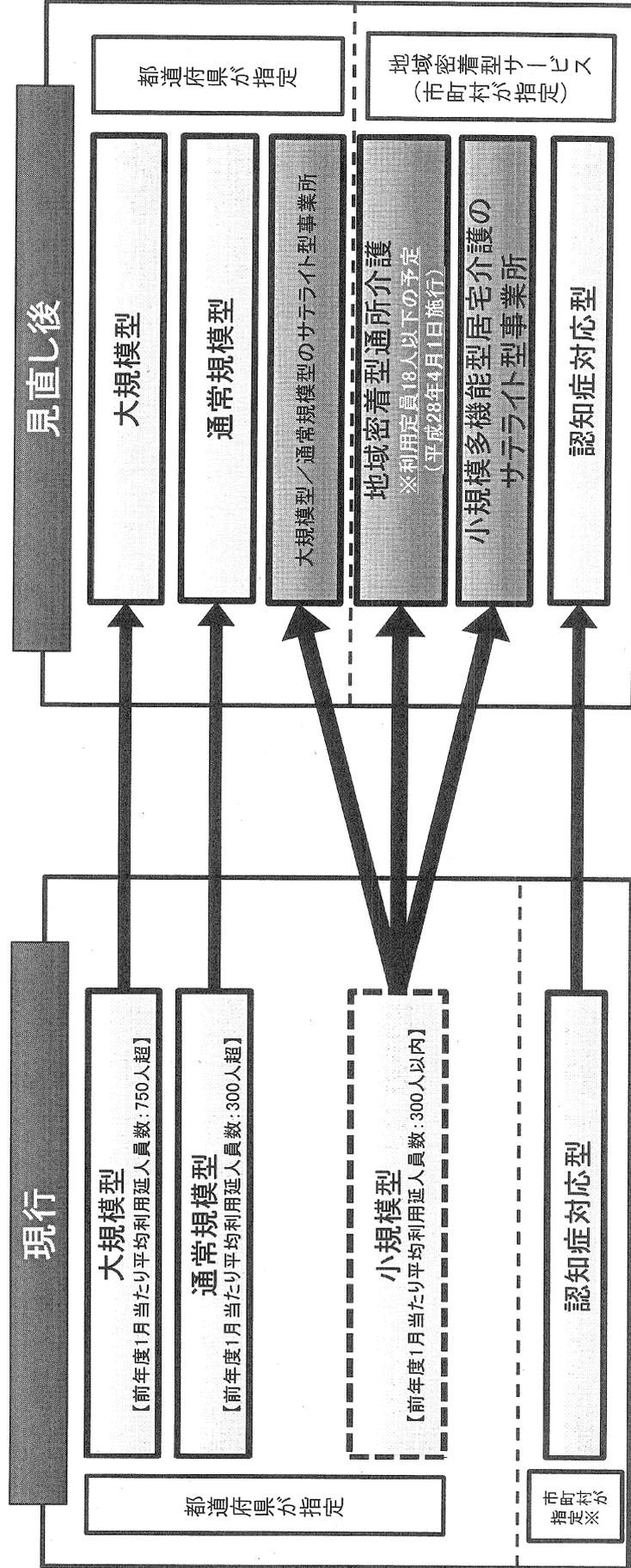
(平成25年度版高齢社会白書)  
介護、特に認知症への介護負担が、虐待と大きく関わっていると考えられます。  
介護負担の軽減には、認知症を正しく理解することが大切です。認知症の早期発見と適切な支援で、虐待を未然に防ぎましょう。



虐待を受けている高齢者

## 小規模通所介護の移行について

- 増加する小規模の通所介護の事業所については、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行を選択することになる。
- 地域密着型通所介護は利用定員18人以下とすることを予定しており、平成28年4月1日施行。



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
  - 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
  - 運営推進会議への参加等
- ※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

# 平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】

事業所等の所在状況	届出先
2以上の都道府県の区域、 かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、1又は2の地方厚生局の区域	地方厚生局長
1の都道府県の区域 ----- うち、1の指定都市の区域	----- 都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

【平成27年4月以降】

届出先
厚生労働大臣(本省)
事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
都道府県知事
指定都市の長
市町村長

※ なお、この法改正による届出先の変更に伴う届出の必要はありません。



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

## 権限移譲の概要(介護保険法関係)

### ◎ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督に係る権限移譲

#### ○概要(法第115条の32、第115条の33及び第115条の34関係)

不正事案の再発防止及び制度の適正運営を図るため、平成20年の介護保険法改正により、介護サービス事業者に法令遵守等の業務管理体制の整備を義務づけるとともに、国・都道府県・市町村に、事業者への業務管理体制に関する報告徴収や立入検査及び勧告・命令の実施などの権限を付与。

#### ○今回の改正の概要

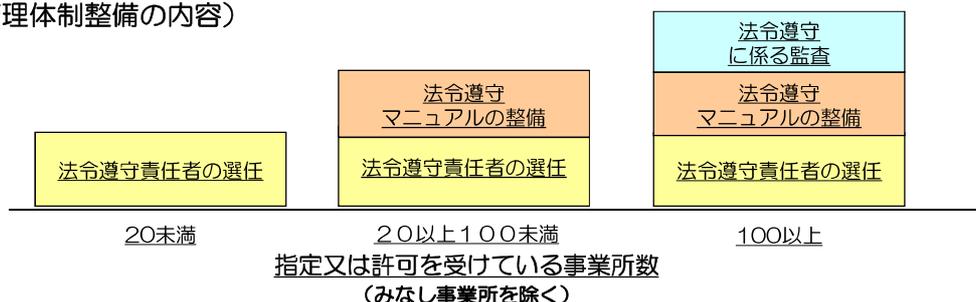
事業所等が2以上の都道府県の区域にわたり、1又は2の地方厚生局の区域に所在する場合は、地方厚生局から都道府県へ、事業所等が全て同一指定都市内に所在する場合には、都道府県から指定都市へ権限移譲。

【現行】		【改正後】
事業所等の所在状況	監督権者	監督権者
2以上の都道府県の区域、 かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、1又は2の地方厚生局の区域	地方厚生局長	主たる事務所が所在する 都道府県知事
1の都道府県の区域 うち、1の指定都市の区域	都道府県知事	都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長	指定都市の長
		市町村長

## 業務管理体制の整備

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

### (業務管理体制整備の内容)



### 【届出先】(平成27年4月以降)

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

## 岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱

平成25年12月17日決定

(趣旨)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合における事業者及び施設（以下「事業者等」という。）からの本市への報告は、この要綱の定めるところによるものとする。

(適用)

- 2 この要綱は、介護保険法に基づくサービスを提供する事業者等であって、その事業所の所在地が本市であるもの及びその事業所の所在地が本市以外であって、利用者の保険者が本市であるものについて適用する。

(報告先)

- 3 報告先は、別表介護保険事故報告先に定める事業所の所在地に応じた保健福祉局所管課（以下「所管課」という。）とする。

(報告対象事故の範囲)

- 4 事業者等が所管課に報告する必要がある事故は、次のとおりとし、事業者等又は利用者の過失の有無は問わない。

(1) 次に掲げるサービス提供中の利用者に係る事故

ア 死亡事故 事故による死亡及び自殺。病気による死亡等は報告の対象外とする。

ただし、死因等に疑義が生じる可能性があるとき等、トラブルになるおそれのある場合は報告の対象とする。

イ 負傷事故、誤嚥事故及び異食事故 通院入院を問わず医師の診察を受けた事故(施設サービスの場合は、配置医師(嘱託医師)の診察を含み、診療報酬の発生の有無を問わない)

ウ 誤薬事故 違う薬の与薬、時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故。施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は、その内容を併せて報告するものとする。

エ 失踪事故 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故(警察への通報の有無を問わない)。事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。

オ 交通事故 送迎中、通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車していたときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故

(注)「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出介護を含むサービスを提供している時間すべてをいう。

(2) 施設、事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症、食中毒又は疥癬の発生が認められた事故

(3) 介護サービスに関わる従業者等の不祥事（利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失、個人情報情報の紛失・流出等をいう）、高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例、外部者の犯罪、火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で、利用者の処遇に影響のある事故

(4) その他利用者又は家族から苦情が出ている場合等所管課が報告する必要があると認める事故

(第1報)

5 事業者等は、報告対象となる事故等が発生した場合、別添の報告様式第1報「介護保険事業者・事故報告書」により、速やかに（遅くとも3日以内に）第1報を報告するものとする。

(第2報)

6 事業者等は、第1報の報告後、おおむね1か月以内に、別添の報告様式第2報「介護保険事業者・事故報告書」により、報告するものとする。第2報は、本人の状態・事故の原因を分析し、第1報後の対応・経過及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針を記入し、報告するものとする。再発防止に関しては、法人又は事業所内で協議した内容を記入するものとする。

(第2報後の報告)

7 事業者等は、第2報の報告時点で当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込み等を今後の対応・方針欄に記載し、報告するものとする。事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で最終報告書（様式任意）を報告するものとする。

(資料の提出)

8 事業者等は、所管課から求められた資料を提出するものとする。

(死亡報告)

9 利用者が、事故による負傷等が原因で、後日死亡した場合は、事業者は速やかに報告書（様式任意）を提出するものとする。

(所管課の対応)

10 所管課は、報告を受けた場合は、必要に応じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。

11 所管課は、事故報告を取りまとめ、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うこと等により事故防止を徹底するものとする。

12 所管課は、事業者が条例又は指定基準等の法令に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表

介護保険事故報告先

事業所の所在地	保険者	保健福祉局所管課
岡山市内	岡山市・岡山市以外	事業者指導課
岡山市外	岡山市	介護保険課

岡山市長 様

## 介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後3日以内）

事業所番号		サービス種類	
名称			
所在地			
報告者	職名	氏名	電話 ( )
被保険者番号		氏名	男・女
生年月日	明・大・昭 年 月 日 ( 歳)	要介護度	要支援 ( )・要介護 ( )
発生日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃 発生・発見		
発生場所	居室 食堂 デイルーム 機能訓練室 廊下/ホール トイレ 風呂/脱衣所 屋外 不明 その他 ( )		
事故時の状況	移動中 移乗 立ち上がり 座位 臥床 食事中 その他 ( )		
種別	転倒 転落 誤嚥/異食 誤薬 失踪 交通事故 感染症等 ( ) その他 ( )		
事故結果 *最も症状の重いもの	1回受診 通院 入院 死亡		
	骨折 打撲/捻挫 切傷/擦過傷 感染症 肺炎/窒息 様子観察 その他 ( )		
自立度	自立 J ( ) A ( ) B ( ) C ( )	認知症度	自立 I II ( ) III ( ) IV M
事故の概要 (経緯や対応、介護者の有無、関係機関への連絡状況等を時系列で記入すること)		報告先	報告・説明日時
		看護師	/ :
		医師	/ :
		管理者	/ :
		家族：続柄 ( )	/ :
		担当ケアマネ	/ :
		保険者	/ :

※介護サービス提供中に事故が発生した場合に、この報告書を所管課に提出してください。